

品川区区政資料コーナー運営要綱

制定 昭和 63 年 4 月 1 日区長決定要綱第 6 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日区長決定要綱第 58 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、区政に関する資料（以下「区政資料」という。）を総合的に収集保管し、区政資料の閲覧・貸出し・相談・複写サービス・有償刊行物の販売その他の業務を行うことによりその効果的な活用を図ることについて規定し、もって区民への情報提供の推進および職員の効果的な職務執行に資することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区政資料

ア 区が発行する刊行物

イ 国・東京都その他の地方公共団体および公共的団体の刊行物でその内容が区政に関連のあるもの

ウ ア・イに掲げるもののほか、区民への情報提供の推進および職員の効果的な職務執行に資する資料で、企画部長が必要と認めるもの

(2) 部長

品川区会計事務規則(昭和 39 年 4 月規則第 5 号)第 2 条第 2 号に規定する部長

(3) 主管部

第 1 号に掲げる区政資料に関する事務を主管する部

(事業)

第 3 条 区政資料コーナーは、次に掲げる事業を行う。

(1) 区政資料の収集・保管および廃棄

(2) 区政資料の閲覧・貸出し・相談

(3) 区政資料の複写サービス

(4) 有償刊行物の販売

(開設時間)

第 4 条 区政資料コーナーの開設時間は、「品川区の執務時間に関する規則」の定めるところによる。

(区政資料の収集)

第5条 企画部長は、積極的に区政資料の収集に努める。また、区政資料の作成に当たっては、必要に応じて指導、助言することができる。

2 部長は、区政資料を作成しまたは入手したときは、すみやかに必要部数を企画部長に送付するものとする。

但し、ホームページ上のみで公開するもの、ならびに区政資料コーナーへの提供に適さないと判断したものについてはこの限りではない。

(区政資料の廃棄)

第6条 区政資料は、次の各号に掲げる基準により廃棄することができる。

但し、歴史的・統計的等の価値を有するものは、その必要がなくなるまで廃棄することができない。

(1) 発行3年以上経過し、資料的価値が著しく低下したもの

(2) 他の地方公共団体等の発行する広報紙等で、1年以上経過したもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に資料的価値を喪失したと認められるもの

(委任)

第7条 この要綱の施行について、必要な事項は企画部長が定める。

付則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。